



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第196号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (90) (総務課) 3 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する 条例施行規則 (91) (行政経営推進課)10 労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に 関する規則 (92) (労働雇用課)11 現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を 改正する規則 (93) (職員課)15 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (94) (行政経営推進課)17
------------	---

———公布された規則のあらまし———

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 破産法の施行に伴い、次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 介護福祉士等修学資金貸与規則
 - (2) へき地勤務医師等修学資金貸付規則
 - (3) 理学療法士等修学資金貸付規則
 - (4) 看護職員修学資金貸付規則
 - (5) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
 - (6) 消費生活協同組合法施行細則
 - (7) 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則
 - (8) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
 - (9) 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則
 - (10) 鳥取県農業改良資金貸付規則
 - (11) 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則
 - (12) 水産業協同組合法施行規則
 - (13) 鳥取県採石条例施行規則
 - (14) 鳥取県砂利採取条例施行規則
- 2 この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

- 1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする事とした。
- 2 指定管理者の指定等の公表 (第2条関係)
 - (1) 知事等は、指定管理者を指定したときは、当該指定を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及び

代表者の氏名を報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法（以下「資料提供等」という。）により公表するものとする事とした。

(2) 知事等は、指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者への名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を資料提供等により公表するものとする事とした。

3 変更の届出（第3条関係）

(1) 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならないこととした。

(2) 知事等は、(1)の届出があったときは、その内容を資料提供等により公表するものとする事とした。

4 監事の設置（第4条関係）

指定管理者（地方公共団体を除く。）は、当該指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする事とした。

ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。

イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

1 次に掲げる規則について所要の規定の整備を行うこととした。（第1条～第7条関係）

(1) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

(2) 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程

(3) 鳥取県行政組織規則

(4) 鳥取県予算規則

(5) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則

(6) 鳥取県会計規則

(7) 鳥取県物品事務取扱規則

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。

現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1 現業職員就業規則の一部改正関係

(1) 現業職員の修学部分休業については、非現業職員に係る修学部分休業の制度の適用を受ける者の例によるものとする事とした。（新第4条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 現業職員の給与に関する規則の一部改正関係

(1) 現業職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、非現業職員に係る修学部分休業の制度の適用を受ける者の例によることとした。（新第8条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 県土整備部に新たに市瀬地区生活安定推進室を設けることとし、その所掌事務を定めることとした。
(第6条、第13条関係)
- 2 この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第90号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正)

第1条 介護福祉士等修学資金貸与規則(平成5年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(届出) 第15条 略 2 略 3 借受者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を <u>立て</u> 、様式第21号による届出書を知事に提出しなければならない。	(届出) 第15条 略 2 略 3 借受者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を <u>たて</u> 、様式第21号による届出書を知事に提出しなければならない。

(へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部改正)

第2条 へき地勤務医師等修学資金貸付規則(昭和50年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(届出)

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに該当各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(10) 略

2 略

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(届出)

第13条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに該当各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(10) 略

2 略

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第3条 理学療法士等修学資金貸付規則(昭和49年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学生は、<u>連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学生は、<u>連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。</u></p>

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第4条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学生は、<u>連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第17条 修学生は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学生は、<u>連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じた</u></p>

が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

きは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成14年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>第一種フロン類回収業 第二種特定製品引取業 廃業等届出書 第二種フロン類回収業</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様 郵便番号 住 所 （法人にあっては、所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 印 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>第一種フロン類回収業 第二種特定製品引取業 の廃業等をしたので、特定 第二種フロン類回収業</p> <p>製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</p> <p>第15条第1項 第28条において準用する同法第15条第1項 第33条第1項において準用する同法第15条第1項</p> <p>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 30px;">廃</td> <td>死亡</td> </tr> <tr> <td>業</td> <td>法人の合併による消滅</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>法人の破産手続開始の決定による解散</td> </tr> </table>	略		廃	死亡	業	法人の合併による消滅	等	法人の破産手続開始の決定による解散	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>第一種フロン類回収業 第二種特定製品引取業 廃業等届出書 第二種フロン類回収業</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様 郵便番号 住 所 （法人にあっては、所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 印 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>第一種フロン類回収業 第二種特定製品引取業 の廃業等をしたので、特定 第二種フロン類回収業</p> <p>製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</p> <p>第15条第1項 第28条において準用する同法第15条第1項 第33条第1項において準用する同法第15条第1項</p> <p>の規定により次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 30px;">廃</td> <td>死亡</td> </tr> <tr> <td>業</td> <td>法人の合併による消滅</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>法人の破産による解散</td> </tr> </table>	略		廃	死亡	業	法人の合併による消滅	等	法人の破産による解散
略																	
廃	死亡																
業	法人の合併による消滅																
等	法人の破産手続開始の決定による解散																
略																	
廃	死亡																
業	法人の合併による消滅																
等	法人の破産による解散																

の 内 容	法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 廃業
	略
注	略

の 内 容	法人の合併及び破産以外の理由による解散 廃業
	略
注	略

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第6条 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(諸届)</p> <p>第5条 組合は、次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。<u>この場合において、第6号から第10号までの場合はその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由により、理事又は監事の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 民法第70条の規定により破産手続開始の申立てを行い又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(9)及び(10) 略</p>	<p>(諸届)</p> <p>第5条 組合に次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。<u>但し、第6号乃至第10号の場合はその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由に<u>因り</u>、理事又は監事の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 民法第70条の規定により破産宣告の請求をなし又は破産の宣告を受けたとき。</p> <p>(9)及び(10) 略</p>

(鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部改正)

第7条 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和29年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第11条 貸付決定の通知を受けた組合が次の各号の<u>いずれかに該当するときは、直ちに知事に届け出るとともにその指示を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 仮差押、仮処分、強制執行等を受け若しくは破産手続開始の申立てをしたとき。</p>	<p>(届出)</p> <p>第11条 貸付決定の通知を受けた組合が次の各号の<u>一に該当するときは、直ちに知事に届け出るとともにその指示を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 仮差押、仮処分、強制執行等を受け若しくは破産の申立てをしたとき。</p>

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(保証人) 第6条 略 2及び3 略 4 入居者は、保証人を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やか県営住宅入居者保証人変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 保証人が <u>破産手続開始の決定</u> を受けたとき。 5 略	(保証人) 第6条 略 2及び3 略 4 入居者は、保証人を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やか県営住宅入居者保証人変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 保証人が <u>破産の宣告</u> を受けたとき。 5 略

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

第9条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(届出) 第19条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の <u>いずれかに該当する</u> 場合には、速やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 借主又は連帯保証人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は <u>破産手続開始の決定</u> を受けたとき。 (4)～(7) 略 2 略	(届出) 第19条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の <u>一に該当する</u> 場合には、速やかに、書面をもってその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 借主又は連帯保証人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は <u>破産の宣告</u> を受けたとき。 (4)～(7) 略 2 略

(鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第10条 鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
様式第1号（第11条関係）	様式第1号（第11条関係）

(表面)
略
(裏面)
特 約 条 項
(一時償還)
第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をしたときには、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
(1)~(4) 略
(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
(6)~(11) 略
第2条~第14条 略
様式第9号(第32条関係)
(表面)
略
(裏面)
特 約 条 項
第1条 略
(一時償還)
第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。
(1)~(4) 略
(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
(6)~(10) 略
第3条~第11条 略

(表面)
略
(裏面)
特 約 条 項
(一時償還)
第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をしたときには、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
(1)~(4) 略
(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
(6)~(11) 略
第2条~第14条 略
様式第9号(第32条関係)
(表面)
略
(裏面)
特 約 条 項
第1条 略
(一時償還)
第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。
(1)~(4) 略
(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
(6)~(10) 略
第3条~第11条 略

(鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部改正)

第11条 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成12年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(届出)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は<u>破産手続開始の決定</u>を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(届出)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は<u>破産宣告</u>を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</p>
---	--

(水産業協同組合法施行規則の一部改正)

第12条 水産業協同組合法施行規則（昭和24年鳥取県規則第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは2週間以内に知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 民法第70条又は第81条の規定による<u>破産手続開始の申立て</u>をしようとするとき又は<u>破産手続開始の決定</u>を受けたとき</p>	<p>第10条 組合は、次の各号の<u>一</u>に該当する事項が発生したときは2週間以内に知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 民法第70条又は第81条の規定による<u>破産宣告の請求</u>をしようとするとき又は<u>破産宣告</u>を受けたとき</p>

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第13条 鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(跡地防災保証)</p> <p>第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないことと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(跡地防災保証)</p> <p>第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産の宣告を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないことと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正)

第14条 鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(埋戻し保証)</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証(以下「埋戻し保証」という。)は、次に掲げる機関(債務超過になっていること、<u>破産手続開始の決定</u>を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない)と知事が認めるものを除く。)が行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(埋戻し保証)</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証(以下「埋戻し保証」という。)は、次に掲げる機関(債務超過になっていること、<u>破産の宣告</u>を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない)と知事が認めるものを除く。)が行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

第2条 知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法(以下「資料提供等」という。)により公表するものとする。

2 知事等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を資料提供等により公表するものとする。

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の届出があったときは、その内容を資料提供等により公表するものとする。

(監事の設置)

第4条 指定管理者(地方公共団体を除く。)は、当該指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者(役員に準ずる職にある者を含む。)に、次に掲げる職務を行わ

せるものとする。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
- (2) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「総会等」という。）並びに知事等へ報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第92号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）第4条第1項の規定により置かれる事務局長</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）第4条第1項の規定により置かれる事務局長</p>

(鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部改正)

第2条 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県労働委員会事務局組織規程</u>	<u>鳥取県地方労働委員会事務局組織規程</u>

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づき、鳥取県労働委員会事務局の組織に関する事項を定めることを目的とする。

(事務局の分課)

第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の2課を置く。

審査課
調整課

(職制)

第4条 事務局に、鳥取県労働委員会会長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐を置く。

2 略

(職務)

第5条 事務局長は、鳥取県労働委員会の権限については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を処理する。

2～5 略

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づき、鳥取県地方労働委員会事務局の組織に関する事項を定めることを目的とする。

(事務局の分課)

第2条 鳥取県地方労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の2課を置く。

審査課
調整課

(職制)

第4条 事務局に、鳥取県地方労働委員会会長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐を置く。

2 略

(職務)

第5条 事務局長は、鳥取県地方労働委員会の権限については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を処理する。

2～5 略

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第3条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経済政策課～産業技術センター 略</p> <p>労働雇用課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（<u>労働委員会</u>の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経済政策課～産業技術センター 略</p> <p>労働雇用課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（<u>地方労働委員会</u>の所掌に属するものを除く。）。</p>

(鳥取県予算規則の一部改正)

第4条 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長（防災監及び文化観光局長を含む。）、出納局長、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</u></p> <p>(2) 主管課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</u></p> <p>(3) 主務課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>労働委員会事務局及び警察本部の課（出納機関を除き、課に相当するものを含む。）の長をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長（防災監及び文化観光局長を含む。）、出納局長、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>地方労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</u></p> <p>(2) 主管課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>地方労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</u></p> <p>(3) 主務課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>地方労働委員会事務局及び警察本部の課（出納機関を除き、課に相当するものを含む。）の長をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>

（鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則の一部改正）

第5条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則（平成14年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を労働委員会に委任する規則</u></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあつ</p>	<p><u>鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を地方労働委員会に委任する規則</u></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあつ</p>

せんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

せんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県地方労働委員会に委任する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

第6条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 知事部局の各部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>労働委員会事務局</u>並びに警察本部をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>労働委員会事務局</u> 審査課長の職にある者</p> <p>(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部 知事部局の各部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>地方労働委員会事務局</u>並びに警察本部をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>地方労働委員会事務局</u> 審査課長の職にある者</p> <p>(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第7条 鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>商工労働部産業技術センター</u>及び農林</p>	<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>商工労働部産業技術センター</u>及び農林</p>

水産部農業大学校を除く。以下同じ。)、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含む。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2 略

3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。

(1)～(4) 略

(5) 労働委員会事務局にあつては、庶務事務を担当する課長の職にある者

(6) 略

4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部福祉保健局八頭支局(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

2 略

水産部農業大学校を除く。以下同じ。)、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含む。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2 略

3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。

(1)～(4) 略

(5) 地方労働委員会事務局にあつては、庶務事務を担当する課長の職にある者

(6) 略

4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び地方労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部福祉保健局八頭支局(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

2 略

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第93号

現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員就業規則の一部改正)

第1条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場

合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第4条 職員の修学部分休業（当該職員が修学のため、<u>1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</u>）については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第26条の2の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第3条 職員の部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第4条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第5条 略</p>

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数</p>

欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、その額に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額^の100分の25を超えるときは、給料月額^の100分の25に相当する額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第3条の2 略

2～4 略

5 短時間勤務職員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

（修学部分休業取得中の給与）

第8条 職員が現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）第4条に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

（雑則）

第9条 略

欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、その額に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額^の25を超えるときは、給料月額^の100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第3条の2 略

2～4 略

5 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

（雑則）

第8条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第94号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(局及び課並びに内部組織の設置)			(局及び課並びに内部組織の設置)		
第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。			第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。		
部等	局及び課	内 部 組 織	部等	局及び課	内 部 組 織
略			略		
県土整備部	略		県土整備部	略	
	旧中部ダム 予定地域振 興課		備部	旧中部ダム 予定地域振 興課	
	市瀬地区生 活安定推進 室				
	略			略	
(県土整備部各課の所掌事務)			(県土整備部各課の所掌事務)		
第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。			第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。		
管理課～旧中部ダム予定地域振興課 略 市瀬地区生活安定推進室			管理課～旧中部ダム予定地域振興課 略		
(1) <u>智頭町市瀬地区の住民生活の安定に資する事業の総括に関すること。</u>					
(2) <u>智頭町市瀬地区等における災害復旧事業の調整に関すること。</u>					
(3) <u>智頭町市瀬地区等における地すべり等の監視及び観測に関すること。</u>					
空港港湾課及び建築課 略			空港港湾課及び建築課 略		

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。